

自立生活援助事業所 管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部  
地域生活支援課長  
(公印省略)

令和 6 年度報酬改定事項及び加算等に係る届出の提出について  
(自立生活援助)

平素より、東京都の障害者施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等について、厚生労働省より下記のとおり報酬改定事項等が示されましたので、お知らせいたします。

また、加算等に係る届出について、下記のとおり特例の措置を設けますので、加算を取得される事業所におかれましては、期限までに届出の提出をお願いいたします。

記

1 令和 6 年度報酬改定事項

(1) 対象者の明確化

【見直し後】援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。

【現行】援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。

(2) 個別支援計画の共有

各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

(3) 効果的支援の提供

効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月 1 回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化する。

(4) 基本報酬の見直し

【現 行】自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558 単位／月（30 人未満）1,090 単位／月（30 人以上）

自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166 単位／月（30 人未満）817 単位／月（30 人以上）

【見直し後】自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,566 単位／月（30 人未満）1,095 単位／月（30 人以上）

自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,172 単位／月（30 人未満）821 単位／月（30 人以上）

【新 設】自立生活援助サービス費（Ⅲ）700 単位／月

※指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、利用者の居宅への訪問及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ 1 月に 1 日以上行った場合に、1 月につき所定単位数を算定する。

(5) 加算等の見直し

ア 地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】 500 単位／月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用 支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域 移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で 1 以上配置されている場合

・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用 支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合  
※配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

イ 集中支援加算【新設】500単位／月

自立生活援助サービス費（Ⅰ）が算定されている指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ウ 虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1％減算

令和4年度から以下の取組が義務化されたところですが、未実施の場合、令和6年4月から基本報酬が減算されることとなりました。（所定単位数の1％減算）

（ア）虐待防止委員会の定期的な開催（年1回）と委員会での検討結果の従業者への周知徹底

（イ）従業者への定期的な研修の実施（年1回及び新規採用時に必ず実施）

（ウ）虐待防止のための担当者の配置

※虐待防止のための措置に関する事項は、運営規程において定める必要がありますので、以下の都の記載例を参照いただき、各事業所にて修正していただくようお願いします。なお、当該事項のみ変更したことによる変更届の提出は今回不要ですが、次回の変更届の提出時に、その他の変更と合わせて、変更後の運営規程を御提出いただきますようお願いします。

○運営規程記載例

東京都障害者サービス情報リンク先

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-002>

また、虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用にも努めることや、事業所の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいとされました。

エ 業務継続計画未策定減算 所定単位数の1％減算

令和6年度から以下の取組が義務化されていますが、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、令和7年4月から基本報酬が減算されることとなりました。

（ア）感染症対策の強化

委員会の開催（＊1）、指針の整備、研修の実施（＊2）、訓練（シミュレーション）の実施（＊3）

（イ）業務継続に向けた取組の強化

業務継続計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

経過措置期間中の確実な実施をお願いします。業務継続計画については、国からガイドラインやひな形も示されていますので御活用ください。

＊1 定期的な委員会の開催：概ね6月に1回以上

＊2、3 定期的な研修、訓練の実施：年1回以上

《参考》業務継続計画に係る国のマニュアル等

○感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

○障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

オ 情報公表未報告減算 所定単位数の5％減算

障害福祉サービス等情報公表制度については、障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することが義務付けられているところですが、当該報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、令和6年4月から基本報酬が減算されることとなりました。（所定単位数の5％減算）

《参考》厚生労働省 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1  
(令和6年3月29日)問19

「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていないことが、都道府県等・事業所において確認された場合に、未報告の時点に遡って減算の対象とすることを想定している。

具体的には、関連通知の別添に掲げる必須の報告項目について未報告であることが、指定更新や運営指導等の際に確認され、都道府県等が報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合に減算を適用することとする。

#### (4) その他

##### ア 意思決定支援の推進

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定事業者は意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すべきとされました。

(ア) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。

(イ) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。

(ウ) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する

また、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとされました。

##### イ 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

本人の意思に反する異性介助がなされないよう、管理者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきとされました。

##### ウ サービス提供体制の推進

(ア) 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準の見直し。

(イ) サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60:1とする。

(ウ) 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

##### エ 人員基準における両立支援への配慮等

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

##### オ 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等

・管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。

・管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能であることを示す。また、管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。

2 令和6年度報酬改定事項の詳細について

改定内容の詳細（報酬改定の概要、告示、省令、留意事項通知、解釈通知及びQ & A等）については、厚生労働省のホームページを参照してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

3 加算に係る届出の提出

(1) 提出期限について

令和6年4月1日から新設又は改正された加算に係る届出については、以下の期限までに御提出ください。

ア 令和6年4月1日の適用

**令和6年4月17日（水曜日）消印有効**

イ 令和6年5月1日以降の適用

前月の15日まで（15日が休日の場合には、前営業日まで）

(2) 届出様式について

東京都障害者サービス情報の書式ライブラリーより書式をダウンロードし御提出ください。

ダウンロード先 東京都障害者サービス情報＞書式ライブラリー＞A【自立生活援助】指定申請書・変更届等＞3 介護給付費等算定に係る体制等

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=097>

(3) 提出先

〒163-0718

東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング18階

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室（自立生活援助）

**※令和5年4月1日より、障害福祉サービス事業等に係る各種届出等の受付窓口が上記に変更となっております。**

**※東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当に郵送されましても、受け付けることが出来ません。**

【問合せ先】

（制度に関すること）

東京都福祉局 障害者施策推進部

地域生活支援課 在宅支援担当

電話：03-5320-4325（直通）

（届出に関すること）

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 障害福祉事業者指定室（自立生活援助）

電話：03-6302-0257（直通）